

## 議案第4号

### 訴訟上の和解について

育英資金貸付金返還の請求について、次のとおり、相手方と和解するため地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 和解の相手方の所在地及び氏名

勝山市郡町○丁目○番○○号  
○○ ○○

#### 2 事件名 育英資金貸付金返還請求事件

#### 3 未払育英資金貸付金の額

平成26年度から平成27年度までの未払育英資金貸付金の合計 金400,000円

#### 4 訴訟の経緯と和解の申出

相手方は、育英資金貸付金を返還せず滞納し、督促、催告等再三にわたる請求にもかかわらず、支払いをしないので、平成28年3月2日付け、大野簡易裁判所に支払督促の申立てをした。これに対し、相手方は督促異議の申立てをし、通常訴訟に移行したが、相手方から毎月20,000円に分割して支払いたいとの申し出があった。

#### 5 和解条項の内容

別紙和解条項のとおり

#### 6 和解期日

平成28年5月10日、大野簡易裁判所において、裁判上の和解をする。

平成28年4月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

## 提案理由

相手方は、育英資金貸付金を滞納したが、現在の相手方の収入からして、未払いの育英資金貸付金を一括して支払うことは困難である。そこで現実に毎月履行可能な金額での分割払いを認め、和解することにより、市の債権の保全を図るものである。

大野簡易裁判所平成28年(少)第9号

和解条項案

- 1 被告は、原告に対し、本件育英資金貸付金返還債務として、金40万円及び内金20万円に対する平成26年12月20日から、内金20万円に対する平成27年12月19日から、各支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金（ただし、遅延損害金の各確定金額に100円未満の端数があるときは、又はその確定金額が1000円未満であるときは、その端数全額又はその確定金額全額を切り捨てる。）の支払義務があることを認める。
- 2 訴訟費用のうち、原告の支出した支払督促申立手続費用合計金3964円並びに訴訟手続移行に伴う追納手数料金2000円及び送達費用金1072円（総合計金7036円）は被告の負担とし、その余は各自の負担とする。
- 3 被告は、原告に対し、第1項及び第2項の金員を次のとおり分割して、原告指定金融機関に納付する方法により支払う。
  - (1) 平成28年5月25日限り 金2万7036円（訴訟費用、平成26年分の元金の順に充当）
  - (2) 平成28年6月から平成30年1月まで毎月25日限り 金2万円ずつ（平成26年分の元金、平成27年分の元金、遅延損害金の順に充当）
  - (3) 平成30年2月25日限り 金1万4400円（遅延損害金に充当）
- 4 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項及び第2項の金員から既払額を控除した残額を支払う。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 当事者双方は、当事者間には、本件に関し、本和解条項に定めるものほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上